

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年7月 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都府公立大学法人			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	729 台	23 台	2 台	779 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	149.2	キログラム	108.6	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品については、空調設備保守点検を通年で外部委託し点検結果を随時報告を受けている。（医大） 第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。（府大、附属北部医療センター） 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認する体制をとっている。 			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備保守点検業務受注者が日々点検。（医大） 管理している全エアコンについて5月に試運転し確認。（府大） 作成した第一種特定製品簡易点検表に基づき、3ヶ月に1回点検。（附属北部医療センター） 			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。 			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品のうちR22などの旧冷媒を使用しているものを優先して更新するものとし、冷媒ガスはR32などの新冷媒を原則とする。（医大） 第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品も視野に入れて検討するようにしていく。（府大、附属北部医療センター） 				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。